

入札説明書

凍結防止剤湿塩式散布車（6 m³級、10 t 級、6×4）の交換に係る一般競争入札の公告（令和元年7月26日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の（1）と（2）に掲げる物品の交換

（1）青森県が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア 名称及び数量 凍結防止剤湿塩式散布車 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

（2）青森県が交換により取得する物品（以下「取得物品」という。）

ア 名称及び数量 凍結防止剤湿塩式散布車（6 m³級、10 t 級、6×4） 1台

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

（3）納入期限

令和2年3月23日

（4）納入場所

青森市大字大谷字小谷1-5 青森空港管理事務所

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県県土整備部港湾空港課港湾計画・空港グループ

TEL 017-734-9674（担当 川口）

FAX 017-734-8194

5 入札・開札の日時及び場所

（1）日時 令和元年9月6日 10時30分

（2）場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎 南棟1階会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成30年2月13日青森県告示第95号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成31年2月12日青森県告示第68号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 取得物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、イからカまでについては、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

(ア) 取得物品又は同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

(イ) 取得物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部
組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

- (ア) 取得物品のメンテナンスが行える整備工場の一覧
- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
 - ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 取得物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 取得物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和元年8月19日午後3時までには青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 五十嵐）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

取得物品に要求する性能等が満たされていると判断した8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、取得物品と下取物品の交換差金とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

ウ 当該車両の自動車新規登録は、不要とする。

11 入札書の提出方法等

(1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

(2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和元年9月6日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により令和元年9月5日午後5時までに提出しなければならない。

(3) 電話、電報、ファックス、Eメールによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

(1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。）記載のとおりとする。

(別紙様式1)

令和元年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札
- 2 入開札日時 令和元年9月6日 10時30分
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) メーカー及び工場に関する調書 2部
 - (4) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (5) 製作仕様書 2部
 - (6) 工程表 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

令和元年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（令和元年7月26日付け公告）に係る当該取得物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札

2 入札日時 令和元年9月6日 10時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

令和元年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（令和元年7月26日付け公告）に係る当該取得物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札
- 2 入札日時 令和元年9月6日 10時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	所在地又は住所	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名称	
	所在地又は住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名称	
	所在地又は住所	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

令和元年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（令和元年7月26日付け公告）に係る当該取得物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札
- 2 入札日時 令和元年9月6日 10時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
所在地又は住所	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファックス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあつては2日を、一般部品にあつては5日を超えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別業により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別業により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別業により記載する。

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

委任代理人

印

印

入 札 書

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	(取得物品) 凍結防止剤湿塩式散 布車	仕様書の とおり	1台		○○○
	(下取物品) 凍結防止剤湿塩式散 布車	仕様書の とおり	1台		△ ○○○
	合 計				○○○

備考 見積もる契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

令和元年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 凍結防止剤湿塩式散布車の交換に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 令和元年9月6日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟1階会計管理課入札室

物 品 交 換 契 約 書

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

受注者

上記当事者間において、物品の交換のため、次のとおり（ただし、第2条（ ）及び第10条（ ）を除く。）契約を締結した。

（交換する物品の内容）

第1条 発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品を交換することを約した。

（1）発注者が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。

ア 名 称 凍結防止剤湿塩式散布車
イ 型 式 別紙仕様書のとおり
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 1台
オ 金 額 ￥.

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（2）受注者が交換に供する物品（以下「取得物品」という。）の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。

ア 名 称 凍結防止剤湿塩式散布車（6 m³級、10 t級、6×4）
イ 型 式
ウ 規 格 別紙仕様書のとおり
エ 数 量 1台
オ 金 額 ￥.

（うち消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

カ 付属品等 別紙仕様書のとおり

2 発注者は、交換差金として、金 円を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

(取得物品の納入期限等)

第3条 取得物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和2年3月23日

(2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、取得物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに取得物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、第1項の納入期限までに下取物品を受注者に引き渡すものとする。この場合において、発注者が必要と認めるときは、次条第1項に規定する取得物品の引渡しと同時に、当該下取物品の引渡しを行うことができるものとする。

(取得物品の検査等)

第4条 発注者は、取得物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに取得物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために取得物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、取得物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 所有権は、取得物品にあつては前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時に、下取物品にあつては第3条第4項の引渡しを完了した時に、それぞれ相手方に移転するものとする。

(交換差金の支払)

第6条 受注者は、受注者の取得物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に交換差金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に交換差金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに取得物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、交換差金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、

又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、交換差金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、取得物品の所有権が移転した後、取得物品に隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して取得物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに取得物品を引渡ししなかったとき、又は引渡しする見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、交換差金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和元年9月 日

発注者 青森県知事 三 村 申 吾 印

受注者 印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)



凍結防止剤湿塩式散布車
(6m³ 級、10t 級、6×4) 仕様書

令和元年 7 月

青 森 県

仕 様 書

1. 下取り車両の名称、規格等

車種	凍結防止剤湿塩散布車(溶液散水装置付き)
車名	日産ディーゼル
登録番号	—
(管理番号)	(M-1)
型式・年代	MS-50BWT(F)
車体番号	CW53AH-21276
排気量・気筒	16. 99 ㍓
乗車定員	2人
取得年月日	平成 11年 11月 25日
登録年月日	平成 11年 11月 25日
車検有効期限	—
走行距離数等	18, 013km(令和元年6月現在)
車両の所属	青森空港管理事務所

2. 取得車両の名称、規格等

凍結防止剤湿塩式散布車 (溶液散水装置付き) 6m3級、10t級、6×4

凍結防止剤湿塩式散布車仕様書

1. 総 則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、青森空港における滑走路・誘導路・エプロン等の除雪作業に使用する凍結防止剤湿塩式散布車（以下「散布車」という）について規定する。

1. 2 散布車の概要

散布車は、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、青森空港除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有し、保守点検及び整備が容易にできる構造とする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定する。

1. 3 適用基準等

1.3.1 散布車の構造等

本仕様書に規定する以外の事項は「道路運送車両の保安基準」（昭和26年7月28日運輸省令第67号（以降改正分を含む））及び「道路運送車両の保安基準に係る技術基準」（昭和58年10月1日自車第899号（以降改正分を含む））に適合すること。ただし、適合しない部分がある場合は、発注者と協議すること。

1.3.2 材料及び部品

散布車製造において使用する材料及び部品は、すべて新品であって日本産業規格（以下「JIS」という。）に適合すること。ただし、JIS以外の規定に適合するものを使用する場合は、JISと比較対照するための関連外国規格又は類似外国規格等との比較表を提出して、発注者の承認を受けること。

1. 4 納入に関する一般事項

- 1.4.1 散布車納入時に発注者の関係者に対し、操作方法及び保守運営について十分な教育、訓練を行うこと。
- 1.4.2 本仕様書等を厳守し適切な管理を行うとともに、不明箇所について、発注者と十分な調整を行うこと。
- 1.4.3 契約後速やかに、本仕様書に基づいて生産工程表を作成し、発注者と詳細に協議すること。
- 1.4.4 改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議すること。
- 1.4.5 発注者の要求がある場合は、作業状況を報告すること。
- 1.4.6 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

1. 5 散布車の保証

散布車を納入後1箇年以内に、設計及び製作上の瑕疵に起因して事故、故障、あるいは保守運転上の不具合が発生した場合には、受注者の責任において、無償修理するものとする。また、その瑕疵が発注者と協議し、受注者の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保証期間経過後であっても受注者に無償修理及び改造を行わせることがある。ただし、発注者の運用保守に重大な欠陥があった場合は、この限りではない。

1. 6 部品の保管・供給体制

受注者は納入後、散布車の機能に重要なユニット部品について、不具合等が発生し部品交換等の必要が生じた場合には、1週間以内に納入（整備）場所に必要部品を供給できるように、日本

国内に保管場所を確保し供給体制を確立すること。

なお、部品供給期間は、散布車納入後15年間とする。また、保管等に要する費用は受注者の負担とする。

1. 7 使用言語及び計量単位

言語は、慣用的に外来語を用いる場合を除き日本語とする。また、計量単位については、国際単位系に係るSI単位を使用すること。ただし、これによりがたい場合は発注者と協議すること。

1. 8 提出書類

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 取扱説明書 | 2部 |
| (2) 部品カタログ | 2部 |
| (3) 各種試験及び検査成績書 | 2部 |
| (4) 付属品及び予備品一覧表 | 2部 |

1. 9 納入

1.9.1 納入場所：〒030-0155 青森県青森市大字大谷字小谷1-5

青森空港管理事務所 TEL017-739-2121

台数：1台

1.9.2 納入場所までの輸送は、輸送保険付とし、また、輸送途中における性能の低下があってはならない。

1. 10 検査

検査は、発注者の検査職員立会の下に、下記事項について青森空港内の指定場所において実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満足することを確認する。これに必要な人員、設備、測定機器、消耗品等は、すべて受注者において準備すること。

なお、受注者は、検査に先立ち詳細な立会検査実施要領書及び社内試験成績書を提出して、その承諾を受けること。ただし、検査の一部は、発注者の検査職員が、受注者における生産工程、品質及び生産管理の実状、社内試験設備、あらかじめ提出された社内試験成績書等を審査し、妥当と認めた場合は、それをもって検査成績書とし一部の検査項目の立会検査を省略することがある。

1. 11 定置検査及び現地引渡運転

定置検査及び現地引渡運転は、下記項目について行う。ただし、降雪状況等により、検査の一部を省略することがある。

(1) 定置検査

定置検査は、外観、寸法、規格、機能、その他組立状況等の確認を行う。

(2) 現地引渡運転

現地引渡運転は、青森空港内の指定場所において実作業運転を行うとともに、現地関係者に対し、取扱説明及び実技の指導を行うこと。

1. 12 特許権等に関する紛争の処理

散布車について、特許権等に係る紛争を生じた場合は、受注者は発注者と協議し、受注者の責任と認められた場合は、すべて受注者の責任において速やかに処理すること。

2. 散布車の構造一般及び性能

2.1 散布車の構造及び性能等

2.1.1 形式 凍結防止剤湿塩式散布車（溶液散水装置付き）

2.2 主要諸元

2.2.1 全長	9,400 mm以下（現状の除雪車庫奥行 9,400 mm）
2.2.2 全幅	2,500 mm以下
2.2.3 全高	3,800 mm以下
2.2.4 車両質量（重量）	13,000 kg以下
2.2.5 最大積載量	9,000 kg以上
（固形 5,000 kg以上＋溶剤 4,000 kg以上（液体比重 1.3 の場合））	
2.2.6 乗車定員	2人以上
2.2.7 車両総質量（重量）	22,000 kg以下

2.3 性能

2.3.1 散布作業速度

散布量車速同調式

粒状散布 5～40 km/h

混合散布 5～40 km/h

液状散布 15～30 km/h

2.3.2 散布作業

散布幅及び散布量は、車速同調とする。

2.3.3 散布幅

粒状凍結防止剤 3～12m （設定：0.5m ピッチ）

混合散布時 3～12m （設定：0.5m ピッチ）

液状凍結防止剤 12m

2.3.4 散布量

粒状凍結防止剤 15～40g/m²（設定：5g/m²ピッチ）

液状凍結防止剤 15～30g/m²（設定：5g/m²ピッチ）

2.3.5 溶液混合比（重量比）

0～30%（設定：1%ピッチ）

3. 機械概要

3.1 機械名 大型トラック

3.1.1 機械性能

(1) 最小回転半径 10m 以下

(2) 騒音レベル 80dB (A) 以下

（ハレタ耳元、無負荷、機関最高出力回転速度の 80%、運転室扉窓密閉にて）

3.1.2 主要諸元

(1) 最低地上高 200 mm以上

(2) 車両総質量 22,000 kg以下

(3) 前軸許容荷重 8,000 kg

3.1.3 車両本体

(1) 車 体 車 種 10t 級キャブ オバ^レ型トラック（GVW22t 級）
型 式 UD トラックス 2PG-CW5BL 同等品

(2) 機 関	型 式	水冷ディーゼル機関
	最大出力	250kW 以上
	最大トルク	1,500N・m 以上
(3) 動力伝達装置	クラッチ	乾燥単板（空気倍力装置付） セラミックメタルディスク （前進7段、後退1段）
	P.T.O 装置	フライホイール P.T.O（作業装置）
	主変速機	常時かみ合い式
(4) 駆動方式	形 式	後輪2軸駆動式（6×4）
(5) タイヤ	前 輪	315/80R22.5（スタッドレス）
	後 輪	11R22.5 - 16PR（スタッドレス）
(6) 制動装置	主ブレーキ	空気式 前後リディング・ブレーキング
	駐車ブレーキ	空気式車輪制動形スプリングブレーキ
	補助ブレーキ	圧縮圧開放式エンジンブレーキ、可変容量ターボブレーキ
(7) 運 転 室	構 造	全鋼製密閉型
	窓〔前〕	合わせガラス（熱線入り）
	〔側〕（右）	強化ガラス
	〔側〕（左）	強化ガラス
	〔後〕	強化ガラス
(8) 燃料タンク		300L（燃料：軽油）
(9) バッテリ		24V-150Ah 以上 〔12V-150Ah 以上（5時間率）×2〕
(10) オルタネータ		24V-3600W 以上（150A）
(11) かじ取り装置	形 式	ボールナット式（倍力装置付）
	ハンドル位置	右側

3.1.4 計器類

(1) 運行記録計（120km/h 速度計、7日計）	1 個
(2) 機関水温計	1 個
(3) 燃 料 計	1 個
(4) 機関油圧計	1 個
(5) 電圧計	1 個
(6) 充電警告灯	1 個
(7) 空気圧計（警報ブザー付）	1 個
(8) 機関回転計（運行記録計組込型も可）	1 個

3.1.5 照明装置類

(1) 前照灯	2 灯
(2) 前部雾灯	2 灯
(3) 黄色灯火（前、散光式、LED、幅 1100 mm 以上）	1 灯
黄色灯火（後、散光式、LED、幅 1100 mm 以上）	1 灯
黄色灯火（スプレバー両先端部、回転灯 φ100 以上）	左右各 1 灯
(4) 車幅灯	2 灯
(5) 前面側面両方向指示器兼非常点滅表示灯	2 灯
(6) 中央部側面方向指示器	2 灯
(7) 後面方向指示器兼非常点滅表示灯	2 灯

(8)	制動灯、尾灯	2 灯
(9)	後退灯	2 灯
(10)	番号灯	1 灯
(11)	室内灯	1 式
(12)	散布状況確認後方作業灯	1 個
3. 1. 6 付属装置および付属品		
(1)	消火器 (ABC 粉末消火器、1.8kg)	1 本
(2)	エアコンディショナー	1 式
(3)	AM・FM ラジオ	1 式
(4)	工具箱	1 式
(5)	バックブザー	1 式
(6)	スペアタイヤ取付装置 (スペアタイヤ (ホイール付) を含む)	1 式
(7)	P. T. O 装置	1 式
(8)	冬用ワイパーブレード	1 式
(9)	床マット	1 式
(10)	サイドミラー (熱線入り)	1 式
(11)	ABS 装置装備	1 式
(12)	非常用信号用具 (発煙筒)	1 式
(13)	後方確認用カメラ (モニター兼用)	1 式
(14)	座席ベルト (全席)	1 式
(15)	フェンダ (樹脂製)	1 式
(16)	サイドガード	1 式
(17)	車幅灯	1 式
(18)	車輪止め	4 個
(19)	牽引装置	1 式
(20)	ホップシート手動開閉装置	1 式
(21)	残量確認装置及び吐出確認装置	1 式
(22)	標準付属工具	1 式
(23)	取扱説明書	1 部
(24)	部品表	1 部

3. 2 機械名 湿塩散布機 (シュート内噴射混合湿式装置付)

3. 2. 1 作業性能

散布幅	3~12m (設定: 0.5mピッチ)
散布量	15~40g/m ² (設定: 5g/m ² ピッチ)
溶液混合比 (重量比)	0~30% (設定: 1%ピッチ)
〔ただし、ホップ積載物は塩化ナトリウム (比重 0.9~1.2g/cm ³) とする〕	
例: 散布量 30 g/m ² 、液混合比 30%設定	
= 湿塩 30 g/m ² (固形剤 21g/m ² 、溶液 9g/m ²) 散布	

3. 2. 2 主要諸元

(1) 形 式	ベルトコンベヤ式後部散布方式
(2) ホッパー容量	6m ³
(3) 溶液タンク容量	3, 100L

3.2.3 装置

3.2.3.1 構成

本機械は、ホッパ、溶液タンク、コンベヤ装置、溶液ポンプ、散布装置、車速同調装置、油圧装置及び運転室内操作盤から構成される。

3.2.3.2 各部構造

(1) ホッパ

鋼板製逆梯形断面溶接組立構造とし、溶接部は連続溶接とする。ホッパー内部は路面凍結防止剤の流動可能な構造とし後部にはゲート及びシュートを設け、またホッパー上端まで登ることが可能な梯子をホッパ前部1ヶ所取付、ホッパ上部には、作業可能な足場を取付けるものとする。

材 質 S S 400

材 厚 2.3 mm以上

塗装 (内面)	a) 下地処理	サンドブラスト		
	b) 下 塗	ジンクリッチプライマ	1回	60 μ m以上
	c) 上 塗	エポキシ樹脂塗料	1回	140 μ m以上
	d) 膜 厚	200 μ m以上 (下塗、上塗の合計)		
塗装 (外面)	a) 下 塗	ポリウレタン樹脂塗料	1回塗	
	b) 中 塗	ポリウレタン樹脂塗料	1回塗	
	c) 上 塗	ポリウレタン樹脂塗料	2回塗	
	d) 膜 厚	105 μ m以上 (下塗、中塗、上塗の合計)		

フ ッ ク 4個 (散布機吊り上げ用)

ホッパーシート手動開閉装置 カバーはナイロン製などの防水シート(黄色)で、開閉は手動開閉式とする。

(2) 凍結防止剤排出装置

1) 粒状凍結防止剤 ベルトコンベヤ式

ホッパー下部に設けられたベルトコンベヤは凍結防止剤を送り出すもので、取り外し可能な構造とし、コンベヤベルトの張りを簡単に調整しうる構造とする。駆動は油圧モータにて行い、コンベヤ速度は車速に比例するものとする。

ベルト幅 400 mm

プライ数 2プライ

2) 液状凍結防止剤 ポンプ排出式

(3) 溶液タンク

一体成型された、ポリエチレン製の溶液タンクをホッパ両サイドに6分割して取り付け、おのおの連通する。

タンク容量 3,100L (6個の合計)

材 質 ポリエチレン樹脂

水 位 計 作業員が、給水操作を行いながら、確認可能な位置(ホッパ-左右側面)に設置する。透明樹脂系パイプで500L毎に刻み線を入れ、1,000L毎に数字を刻印する。刻み線及び数字はパイプに直接刻印するか、パイプ直近に別途目盛板を設け、表示する。

(4) 給水装置

水タンクへの給水を目的とし、操作は地上にて行なうものとする。
また、分割タンクに過負荷なく給水が行き渡る構造とする。

バルブ	100A ボールバルブ (PP 製)
配管	100A (塩ビ製)
結合金具	100A カムロック
取付位置	ホッパー前部右側面各1ヶ所
給水警報装置	水タンク オーバーフロー防止のため設置する。(マーカーランプ)

(5) 散布装置

本装置は回転円盤散布方式とし、任意の方向へ散布できる構造とし、散布円盤は油圧モータによる駆動とする。

散布円盤	SUS304
散布円盤径	φ600
散布円盤厚	3mm
散布円盤軸	SUS304
混合装置	シュート内噴射混合

(6) 溶液散水装置

溶液散水装置は、溶液タンクと散布用ポンプユニット、散水ノズル、コントロールバルブ、キャブ内操作ユニット等により構成する。

車速同調式自動散布機構は、車両の作業速度を検出し、作業速度の変化に同調して、一定の散布量になるように、散布コントロールバルブの開度を電氣的に制御する。

散布装置は、車両後部に散水ノズル、スライドバー及び油圧シリンダ等にて構成する。

1) 溶液タンク

湿式散布機と共用する。

2) ポンプ

全揚程	30m 以上
最大吐出量	180L/min 以上
駆動方式	油圧式

3) 広角フラットスプレーノズル材質 SUS303

(7) 車速同調装置

装着された車両の作業速度を検出し、車両の作業速度の変化に同調し一定の散布量が得られる装置を有するものとする。

(8) 油圧装置

A. 油圧ポンプ

a. コンベヤ、散布円盤、溶液ポンプ及びゲート

形式	ピストン式
吐出量	70 cm ³ /r 以上
動力源	車両の F. P. T. O 装置

B. 油圧モータ

a. コンベヤ用

形式	トロコイド式
----	--------

容 量	224 cm ³ /r
b. 散布円盤用	
形 式	トロコイド式
容 量	31.8 cm ³ /r
c. ゲート開閉シリンダ	
形 式	復動式
径×行程×数	φ50×200 mm×1
d. 油圧タンク	
容 量	150L ストレーナ付
e. 溶 液 用	
形 式	歯車式
吐 出 量	10 cm ³ /r

(9) 溶液ポンプ、油圧装置カバー

溶液がかかって腐食が発生する箇所はカバーで保護すること。その場合、保守・点検が容易に行える構造とする。

(10) 運転室内操作盤

A. 運転室内に取付けられた指令器（キースイッチ）とモニター装置により次の操作が出来るものとする。

- a. 散布、停止及び左、右方向設定
- b. 散布剤種別の設定（フレーク状、粒状、粒大、粉碎塩、特例塩）
- c. 散布幅の設定（範囲：3～12m 設定：0.5mピッチ）
- d. 散布量の設定（範囲：15～40 g/m² 設定：5 g/m²ピッチ）
- e. 溶液混合比の設定（範囲：0～30% 設定：1%ピッチ）
- f. 溶液のみ散布
 - 1) 散布幅の設定（12m）
 - 2) 散布量の設定（15～30 g/m² 設定：5 g/m²ピッチ）

B. 運転室内には下記の確認画面を取付けるものとする。

- a. コンベヤ駆動確認画面
- b. 散布状況設定画面
- c. 残量表示（固形剤残量 1/4 以下で表示）
- d. 散布確認画面（固形剤切れ）
- e. 溶液空確認画面
- f. 固形剤種別
- g. 散布確認

3.2.3.3 装置の固定

専用車架装は、装着する車両のシャシフレームと散布機を、対向ブラケットにて固定すること。

3.2.3.4 塗装

(1) 塗装指定色

国土交通省建設機械塗装基準と同等以上とする。

(2) 表示

青森空港除雪車両の管理番号「M-1」及び「青森県」を表示することとし、表示箇所、表示の文字寸法及び字体等については、表示案を作成し、発注者と協議すること。

3.2.3.5 付属品

- (1) 路面凍結防止剤よけ板 1式
- (2) 標準付属工具 1式

4. 車載用無線機（出力5W設定、架台・アンテナ共） 1台
無線機等は、新品とし青森空港管理事務所が使用する周波数154.210MHzで送受信ができること。
（無線機は、スタンダード社GX5560VFT同等品以上、また、アンテナは周波数の調整を行うこと。）

5. 銘板

車両には、見やすい箇所に下記事項を記載した銘板を取り付けること。

- (1) 製造会社名
- (2) 製作年月日
- (3) 型式又は規格
- (4) 製造番号又は機械番号

6. その他の事項

6.1 閃光灯の取付方法の指定

黄色閃光灯（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

- (1) 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号）（以降の改正分含む）」に準ずるものとする。
- (2) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

6.2 仕様についての協議

本仕様書において疑義が生じた場合は、車両等の設計時点で協議すること。

6.3 下取車両の取扱い

下取車両の「青森県」の標示は消去するものとする。なお、廃棄処分する場合はこの限りではない。

下取車両は車両納入時に引き渡すものとする。